

# 鳥取労働局第 14 次労働災害防止推進計画

令和 5 年 3 月  
鳥取労働局

## <目次>

はじめに

1	計画のねらい	
	(1) 計画が目指す社会	4
	(2) 計画期間	5
	(3) 計画の目標	5
	ア アウトプット指標	5
	イ アウトカム指標	7
	(4) 計画の評価と見直し	8
2	安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	8
	(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性	8
	(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性	9
	ア 死傷災害の発生状況	9
	イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性	11
	(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性	14
	ア メンタルヘルス対策関係	14
	イ 過重労働防止対策関係	14
	ウ 産業保健活動関係	15
	(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性	16
	(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性	16
3	計画の重点事項	16
4	重点事項ごとの具体的取組	17
	(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発	17
	ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備	17
	イ 労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知	18
	ウ 安全衛生対策におけるDXの推進	18
	(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	19
	(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	19
	(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	20
	(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	20
	(6) 業種別の労働災害防止対策の推進	21
	ア 陸上貨物運送事業対策	21
	イ 建設業対策	22
	ウ 製造業対策	22
	エ 林業対策	23

(7) 労働者の健康確保対策の推進	23
ア メンタルヘルス対策	23
イ 過重労働対策	24
ウ 産業保健活動の推進	25
(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	25
ア 化学物質による健康障害防止対策	25
イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策	26
ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策	27
エ 電離放射線による健康障害防止対策	27

## はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、昭和33年（1958年）に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定されてきた。

この間、労働災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、鳥取県内における近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は長期的には減少しているものの、平成29年以降、増減を繰り返す状況で、その水準は低いとは言えず、また、60歳以上の高年齢労働者の労働災害件数が年々増加しているなどの現状から、全ての事業場において安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働への対応、労働者の高年齢化に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、令和5年度（2023年度）を初年度として、5年間にわたり鳥取労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画」をここに策定する。

## 1 計画のねらい

### （1）計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据えつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、就業形態の変化等に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増しており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、安全

衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

更に、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

## (2) 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年を計画期間とする。

## (3) 計画の目標

鳥取労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

### ア アウトプット指標

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。鳥取労働局は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

なお、以下のアウトプット指標の数値については、鳥取労働局において、局署等で把握された数値により設定する。

#### (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。
- ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年（2023年）と比較して令和9年（2027年）までに増加させる。

#### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（ハード・ソフト両面からの対策）を実施する事業場の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする。

#### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする。

#### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を令和9年（2027年）までに45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに100%とする。
- ・リスクアセスメントを実施し、かつ、機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに60%以上とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする。

#### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・年次有給休暇の取得率を令和7年（2025年）までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年（2025年）までに15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策として、①実務担当者の選任、②管理者及び労働者への教育・情報提供のいずれも取り組む事業場の割合を令和7年（2027年）までに80%以上とする。
- ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。
- ・各事業場において相談窓口を含む必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。

#### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年（2025年）までにそれぞれ現状より20%以上増加とする。
- ・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行

っている事業場の割合を令和7年（2025年）までに現状より20%以上増加とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに現状より20%以上増加とする。

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和5年（2023年）と比較して令和9年（2027年）までに増加させる。

## イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと試算により算出した目安であり、計画期間中は、鳥取県内の状況を基に、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかどうかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

### (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を令和9年（2027年）までに30日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における動作の反動、無理な動作の死傷年千人率を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに減少させる。

### (イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに、その増加に歯止めをかける。

### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷年千人率を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに減少させる。

### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに5%以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を第13次労働災害防止推進計画（平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）。以下「第13次」という。）期間中と比較して15%以上減少させる。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに5%以上減少させる。

- ・林業における死傷者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、第 13 次期間中より減少させる。

#### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を令和 7 年（2025 年）までに 5%以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を令和 9 年（2027 年）までに 50%未満とする。

#### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第 13 次期間中と比較して 5%以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死傷者数を第 13 次期間中より減少させる。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、第 13 次期間中と比較して 15%以上減少する。
- ・死傷災害については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数について、令和 4 年（2022 年）と比較して令和 9 年（2027 年）までに減少に転ずる。

### (4) 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、鳥取地方労働審議会労働災害防止部会に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画の実施状況の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組が、どの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### (1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

鳥取県内における死亡災害については、死亡者数が平成 23 年以降、一桁を継続しているものの、第 13 次期間中の死亡者数は 20 人と、第 12 次期間中の人数を上回っている。第 13 次期間中の死亡者 20 人を業種別に見ると、建設業が 11 人と最も多く、次いで製造業が 3 人となっている。事故の型別では、建設業では「交通事故（道路）」4 人、「墜落・転落」3 人、「はさまれ・巻き込まれ」2 人の順であり、製造業においては「はさまれ・巻き込まれ」が 2 人と最も多い。



このように、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多くを占めており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組む必要がある。

### 各労働災害防止推進計画における業種別、事故の型別死亡災害発生状況

全産業

(人)

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
10次防	9	1		1	4	4	4	1	18		6	48
11次防	6	1		1	5	2	5		11		3	34
12次防	8				2	1	2		1		2	16
13次防(R4年12月末)	5	2				1	4		5		3	20
計	28	4		2	11	8	15	1	35		14	118

資料出所：労働者死傷病報告

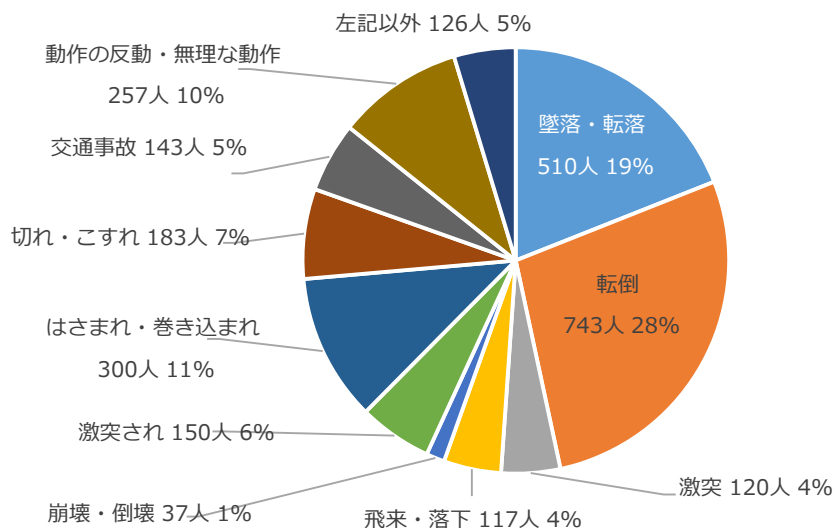
## (2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

### ア 死傷災害の発生状況

死傷災害については、第13次期間中、新型コロナウイルス感染症へのり患の影響もあるが、令和2年、令和3年は500人台後半、令和4年は1,000人を超えており、り患した人数を除いたとしても、500人台で推移している。その内訳を、新型コロナウイルス感染症へのり患を除いた事故の型別で見ると、「転倒」(28%)、「墜落・転落」(19%)、「はさまれ・巻き込まれ」(11%)、「動作の反動・無理な動作」(10%)となっている。業種別では、第三次産業が死傷者数の4割以上を占めているが、その内訳は、新型コロナウイルス感染症へのり患を除くと、「転倒」(40%)、「動作の反動、無理な動作」(14%)と、労働者の作業行動に起因する労働災害が5割以上を占めている。

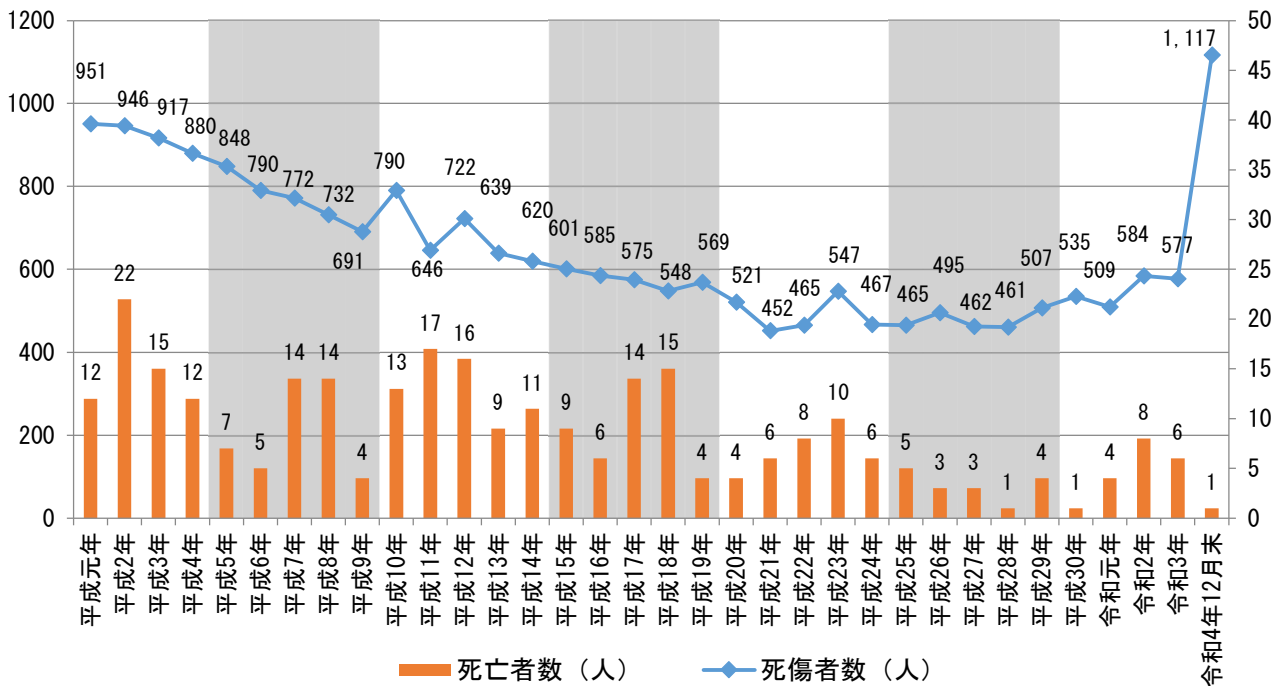
このため、これらの労働災害の防止対策を強化する必要がある。

全産業における事故の型別労働災害発生状況  
(休業4日以上 第13次期間 新型コロナウイルス感染症へのり患を除く。)



### 死亡者数、死傷者数の推移 (新型コロナウイルスへのり患を含む。)

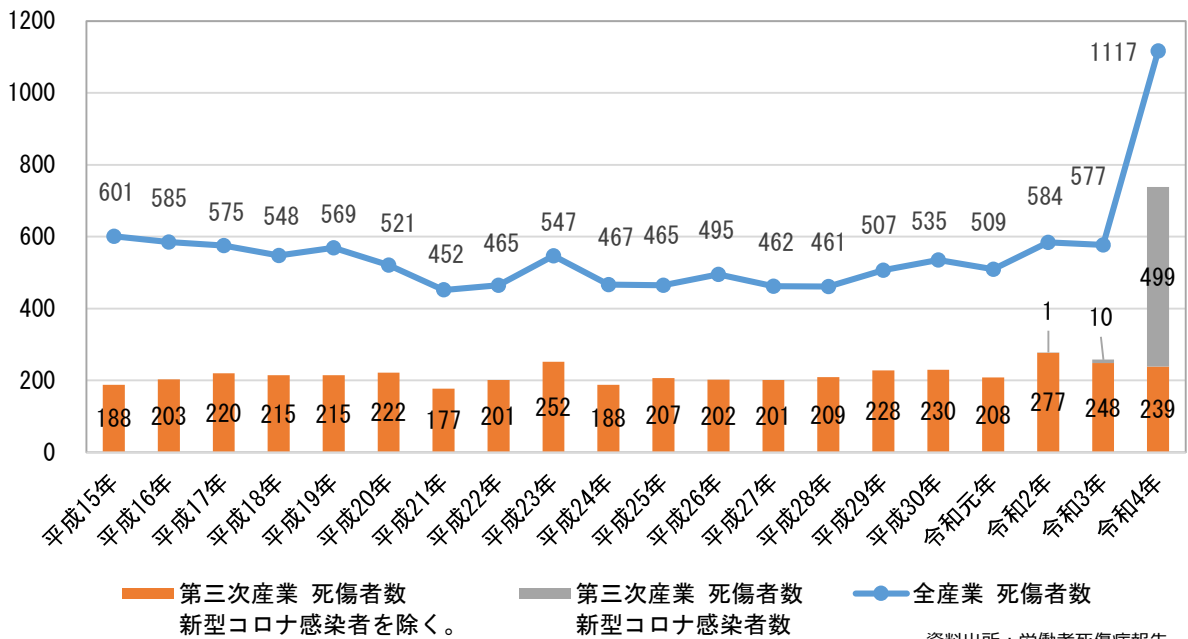
資料出所：労働者死傷病報告



新型コロナウイルス感染へのり患		
令和2年	令和3年	令和4年(12月末)
2人	27人	607人

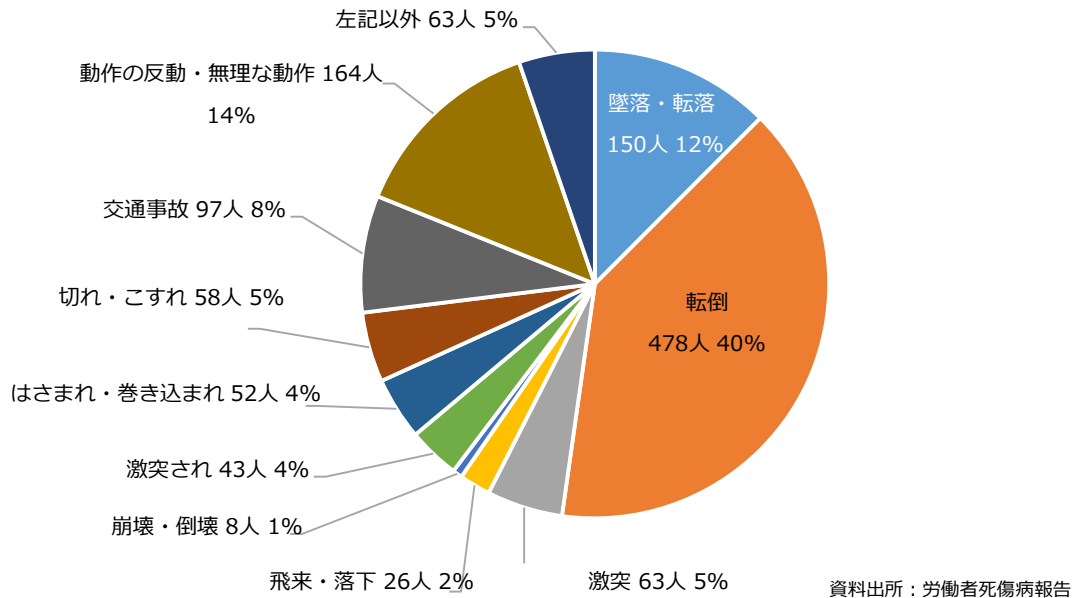
資料出所：労働者死傷病報告

### 第三次産業における死傷者数の推移 (新型コロナウイルスへのり患を含む。)



資料出所：労働者死傷病報告

第三次産業における事故の型別労働災害発生状況  
(休業4日以上 第13次期間 新型コロナウイルスへのり患を除く。)



イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

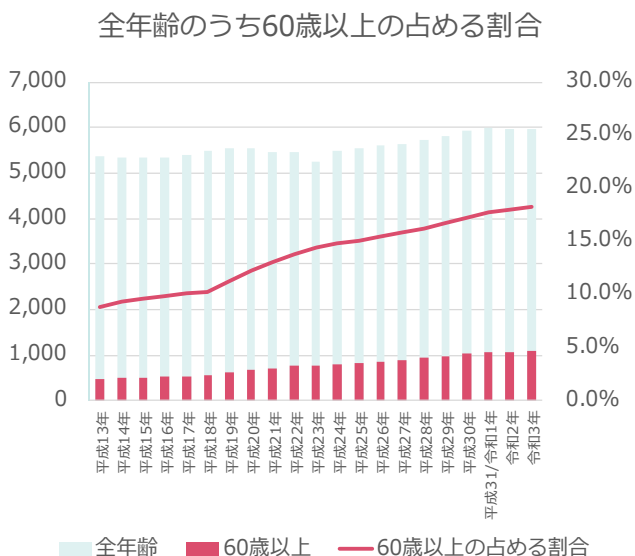
死傷災害の増加については、

- ① 60歳以上の高年齢労働者が増加していること
  - ② 特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること
  - ③ 第三次産業などにおいて労働災害が多く発生しているが、その背景として、人手不足や厳しい経営環境等で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること
- 等、様々な要因が考えられる。

上記の①に関しては、全年齢に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は、増加傾向にあり、平成28年以降、死傷者数の2割を超える状況が続いている。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く、その結果、令和3年の60歳以上の高年齢労働者の休業4日以上の死傷者数の全年齢に占める割合は3割を超えているほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっている。このため、高年齢労働者が安全に働ける環境づくりが必要である。

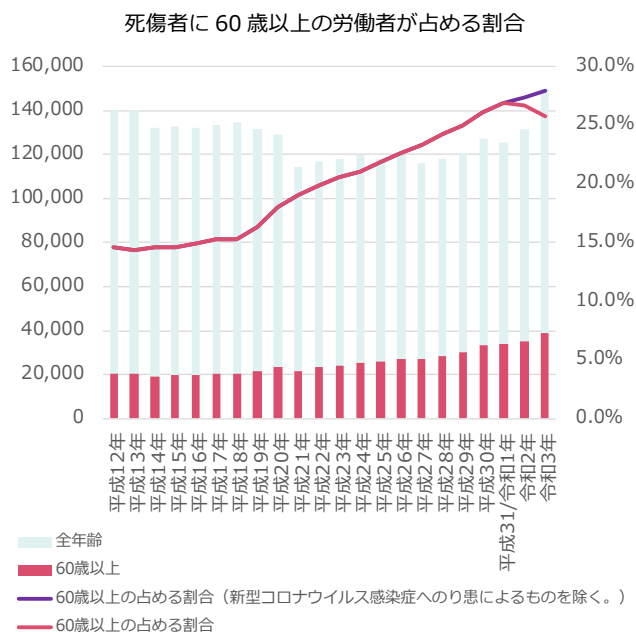
上記の②に関しては、第三次産業を中心として、転倒や動作の反動、無理な動作等労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策への取組を促進することが必要である。

### 雇用者（全国）



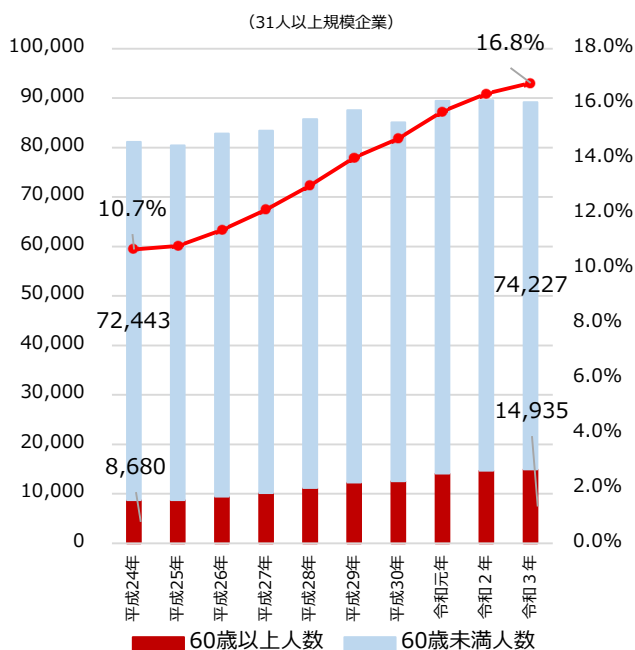
資料出所：労働力調査（総務省）における年齢別雇用者数（役員を含む。）  
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

### 労働災害による死傷者数（全国）



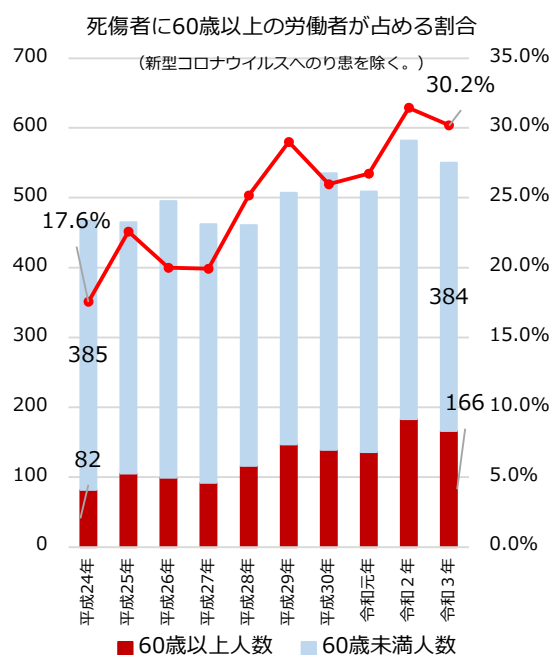
資料出所：労働者死傷病報告

### 年齢別常用労働者数（鳥取県）



資料出所：高齢者雇用状況等報告

### 労働災害による死傷者数（鳥取県）



資料出所：労働者死傷病報告

上記の③に関しては、産業構造の変化に伴う労働移動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や飲食業等におけるサービス内容の変更に伴い、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられる。第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

また、物流に関しては、コロナ渦や人手不足の影響もあって、陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりの状況にあり、荷役作業中等の「墜落・転落」が死傷者の約3割を占めている。荷役作業の際の墜落・転落災害防止対策の強化をはじめ、荷役作業の実態を踏まえた安全衛生対策の強化が必要である。

平成30年労働安全衛生調査（実態調査）によれば、安全衛生管理の水準が低下したと答えた卸売業及び小売業の事業場において、その低下の理由については「経営環境の悪化で、安全衛生に十分な人員・予算を割けない（29.0%）」「正社員以外の労働者が増えたため、管理が難しくなっている（28.7%）」となっている。

また、平成29年の労働安全衛生調査（実態調査）によれば、卸業及び小売業の事業場において正社員以外（派遣労働者を除く。）の労働者を過去1年間における安全衛生活動に参加させた割合は6割（59.0%）にとどまり、その理由として、危険な作業に従事していないことのほか、「安全衛生活動を特に実施していない（17.5%）」、「勤務中に作業以外の活動を行わせる余裕がない（17.5%）」、「勤務時間帯、曜日がばらばらのため（16.7%）」となっている。

更に、企業・事業場においては、世界的な原油価格高騰や物流コストの上昇、消費者・利用者へのサービス向上等の観点から、少人数で、短納期で業務を実施・処理することが求められていることも労働災害増加の要因の一つと考えられる。

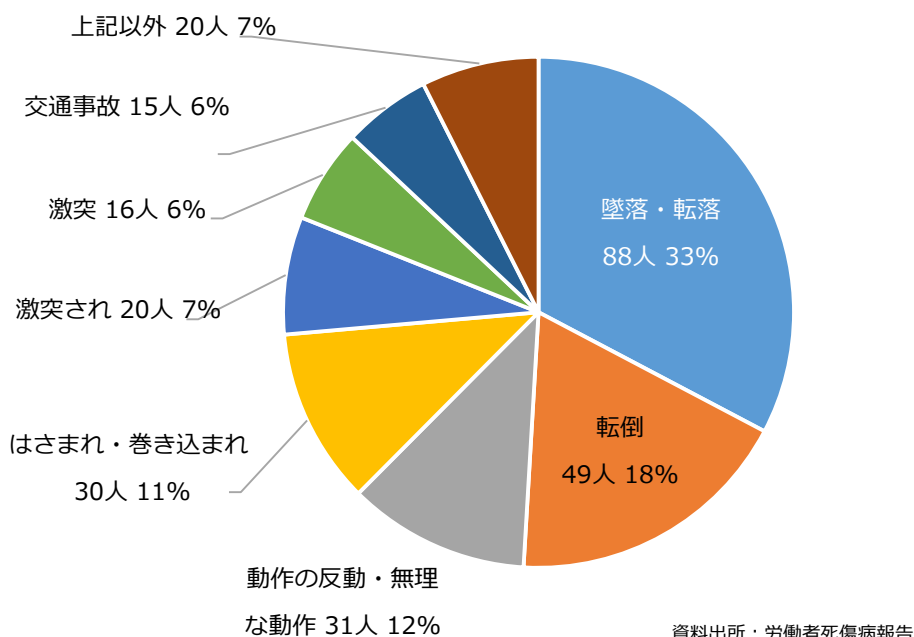
しかしながら、いかなる経営状況であろうと安全衛生対策に真摯に取り組む必要がある。

更に、自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備として投資を行い、事業者と労働者が共に成長し価値を生み出すとの人的資本の考え方が重要である。

安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの理解が進めば、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが期待できる。

### 13次防期間中の陸上貨物運送事業 事故の型

(休業4日以上 新型コロナウイルスへのり患を除く)



### (3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

#### ア メンタルヘルス対策関係

令和3年労働安全衛生調査（実態調査）によれば、メンタルヘルス対策に取り組んでいる割合については、使用する労働者数50人以上の事業場では取組率が94.4%である。一方、使用する労働者数50人未満の事業場の取組率は、30～49人で70.7%、10～29人で49.6%となっており、特に労働者数30人未満の事業場において、メンタルヘルス対策への取組が低調となっている。

また、全国の子精神障害等による労災請求件数及び認定件数は増加傾向にある。

使用する労働者数50人未満の事業場がメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由については、令和2年度労働安全衛生調査（実態調査）によれば、①該当する労働者がいない（44.0%）、②取組方が分からない（33.8%）、③専門スタッフがいらない（26.3%）となっており、メンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

#### イ 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）及び関係法令の施行等により各種の取組が進められたところであるが、そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって尊い生命が失われるなど痛ましい事態が後を絶たない状況にある。令和4年10月14日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に盛り込まれている長時間労働の是正や職場におけ

るメンタルヘルス対策の推進等にも留意しつつ、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）に基づき令和 3 年 7 月 30 日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に盛り込まれた対策をより一層推進する必要がある。

具体的には、週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は、緩やかに減少している（令和 3 年：8.8%（労働力調査））ものの、依然として過重労働により脳・心臓疾患を発症したとして労災認定される事案が発生しており、引き続き、時間外・休日労働時間<sup>\*</sup>を削減する必要がある。

※休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間

また、年次有給休暇の取得率は、増加傾向にある（令和 3 年：58.3%（就労条件総合調査））が、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。

更に、勤務間インターバル制度を導入している企業の割合も同様に増加傾向にある（令和 4 年：5.8%（就労条件総合調査））が、引き続き、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

## ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや労働者の高年齢化に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、化学物質の自律的な管理への対応など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

更に、産業医の選任義務のない使用する労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者に対しては、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

#### (4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

鳥取県内では、化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）が毎年3件程度発生しており、減少傾向はみられない。業種別では、製造業のほか、建設業、第三次産業においても発生している。

また、個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令が今後施行を迎えるが、その自律的な管理の定着が必要となっている。

令和12年（2030年）頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

熱中症については、第13次期間中に18人が被災し、うち1人が死亡しており、これらの予防対策についても取組の推進が必要である。

#### (5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し真摯に取り組むこと、このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことが必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知し、安全衛生対策の促進が社会的に評価される環境の整備が必要である。

加えて、鳥取労働局や安全衛生の指導を行う安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行うときに、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット

等を説明することも有効であると考えられる。

### 3 計画の重点事項

労働安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

#### (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発



- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

#### 4. 重点事項ごとの具体的取組

##### (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

###### ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

###### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

###### (イ) (ア) の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることについて、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。
- ・関係機関と連携し、内閣官房が取りまとめた「人的資本可視化指針」の周知等を図り、「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等の説明」等といった健康・安全に関連する事項の開示を進める事業者を支援する。
- ・業務の発注者となり得る者に対して、取引先となり得る事業場が安全衛生対策に取り組むことの必要性とその実現のための具体的な留意事項について周知を図る。
- ・安全衛生対策に取り組む意欲を喚起する一助として、安全衛生対策に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットや安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失について広く周知を図る。

- ・事業者の具体的な取組に繋がるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して必要な支援を行う。
- ・引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図る。
- ・鳥取労働局自らの安全衛生に係る施策を様々な機会を通じて積極的に周知するとともに、事業者等を支援する国や関係機関の職員の指導力の向上を図る。

## イ 労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請の普及や記載内容の充実等に取り組む。

### (イ) (ア) の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・労働災害統計の基盤となる労働者死傷病報告の方法について、労働災害が発生した状況、要因等の把握が容易となるようデジタル技術の活用が予定されていることから、これにより電子申請による報告者の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等をより一層推進する。
- ・科学的根拠に基づき安全衛生対策の取組の有用性を証明し、事業者の納得性を高めることが重要であることから、独立行政法人労働者健康安全機構における研究成果等の情報発信を強化する。

## ウ 安全衛生対策における DX の推進

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・A I やウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。
- ・法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

### (イ) (ア) の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・法に基づいて事業者が実施する健康診断情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、取組が進んでいない事業場に対し、健康診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための費用を支援することが厚生労働省で検討されていることから、その取組の推進を図る。

## (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・転倒災害は発生率が高く、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入れ時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

### イ アの達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・厚生労働本省で進める事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等のほか、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）等の研究成果について広く周知を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入等について、+safe 協議会で情報を収集し、普及を図る。
- ・冬季の転倒災害防止対策について、関係機関と連携して周知を図る。
- ・骨密度、ロコモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法について周知を図る。
- ・厚生労働本省にて作成、開発を行う、転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともにアプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及を図る。
- ・厚生労働本省の「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組を進める。

## (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害は発生率が高く、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。

- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。

#### イ アの達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版の周知を図る。
- ・厚生労働本省の「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組を進める。
- ・法に基づいて事業者が実施する健康診断情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、取組が進んでいない事業場に対し、健康診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための費用を支援することが厚生労働省で検討されていることから、その取組の推進を図る。

### (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。）や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和4年7月最終改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。）」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

#### イ アの達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」の周知を図る。
- ・副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の活用促進を図る。
- ・障害のある労働者の就業上の配慮の必要性について引き続き周知を図る。
- ・厚生労働本省にて開発を促進する外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法や危険の見える化のため、外国人労働者も含めた全ての労働者向けのピクトグラム安全表示について示された際に、その周知を図る。

### (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、厚生労働本省の「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等に関して、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

#### イ アの達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第 22 条の規定に関連する省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和 4 年 4 月に公布、令和 5 年 4 月に施行されることから、当該省令の内容についての周知等を行う。
- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、厚生労働本省の「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等について検討が行われることから、施策が示された際に、その推進を図る。

### (6) 業種別の労働災害防止対策の推進

#### ア 陸上貨物運送事業対策

##### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

##### (イ) (ア) の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・鳥取県内の陸上貨物運送事業における死傷災害のうち、約 3 割がトラックからの墜落・転落災害であることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- ・陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、荷主事業者対策に取り組む。
- ・陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・腰痛の予防対策として厚生労働本省において腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業等で、効果が得られた対策について周知、普及を図る。

## イ 建設業対策

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・労働者の熱中症を防止するために、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成4年10月1日付け基発第546号）に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

### (イ) (ア) の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・鳥取県内の建設業における墜落・転落災害による死亡者は、第13次期間中3人に及ぶことから、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ・墜落・転落災害防止を中心としたリスクアセスメントの手法について周知を図る。
- ・地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導等健康障害防止対策の推進を図る。

## ウ 製造業対策

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）に基づき、使用者においてもリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報を機械等の使用者へ確実に提供する。

- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

#### (イ) (ア) の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・製造業で使用される機械等について、技術の進展に対応して安全基準（ボイラー構造規格等）の見直しが行われた際には周知啓発を行う。
- ・作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用について、厚生労働本省にて検討がなされていることから、その結果を踏まえた取組を進める。
- ・機能安全を有する機械を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。
- ・労働者に対する雇入れ時教育の実施、定期的な教育機会の提供等労働者の安全衛生の意識を高める取組を推進する。

### エ 林業対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

#### (イ) (ア) の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等を周知徹底し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図る。
- ・森林管理署や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。

### (7) 労働者の健康確保対策の推進

#### ア メンタルヘルス対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

#### (イ) (ア) の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・ストレスチェックや集団分析の実施を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムの活用に向けた周知を図る。
- ・厚生労働本省で検討する、集団分析、職場環境改善の実施及び50人未満の模事業場におけるストレスチェックの実施を促進するための方策について周知を図る。
- ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、経営損失の防止等）について、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・好事例の収集に努め、その周知啓発を図る。
- ・職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の推進を図る。

### イ 過重労働対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）に基づき、次の措置を行う。
  - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
  - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
  - ③ 勤務間インターバル制度の導入等、労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号）に基づく労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

#### (イ) (ア) の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。
  - ① 長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日策定）の周知、これに基づく指導等に、引き続き取り組む。
  - ② 令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業に従事する労働者、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の



整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業においては、令和 4 年厚生労働省告示第 367 号による改正後の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）の周知、指導等、また、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和 4 年厚生労働省告示第 7 号）に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。

- ③ 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導を勧奨できるよう、厚生労働本省において行われている効果的な周知方法等の検討結果を踏まえて、その周知に取り組む。
- ・「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」（過労死等防止調査研究センター実施）における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止対策の周知に取り組む。

## ウ 産業保健活動の推進

### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修の実施等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

### （イ）（ア）の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・健康経営の視点を含めた経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・事業場や医療機関及び労働者本人を対象として「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和 4 年 3 月改訂）等の周知啓発を図る。
- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、事業場に対する産業保健活動への支援を引き続き実施する。

## （8）化学物質等による健康障害防止対策の推進

### ア 化学物質による健康障害防止対策

#### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質を製造、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の 2 つの事項を的確に実施する。
- ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施し、並びに譲渡提供時のラベル表示・

SDSを交付する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。

- ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

#### (イ) (ア) の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・ リスクアセスメント及びその結果に基づく措置等について支援を行う。
- ・ 事業者向けの化学物質管理に係る講習会等の充実を図る。
- ・ 化学物質管理専門家リスト等の作成により事業者における専門家へのアクセスの円滑化を図る。
- ・ 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおけるGHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）を周知する等により、事業場における化学物質管理の支援を行う。

### イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

#### (イ) (ア) の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・ 石綿事前調査結果報告システムの周知を図る。
- ・ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）や最新の分析方法等の知識を提供するための啓発用動画について周知を行う。
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。

- ・解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、関係機関との連携や発注者の配慮義務に係る周知等を行う。
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う「ずい道等建設労働者健康管理システム」の周知を図る。

## ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

### （イ）（ア）の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、先進的な取組の紹介等を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する支援等を行う。

## エ 電離放射線による健康障害防止対策

### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

### （イ）（ア）の達成に向けて鳥取労働局等が取り組むこと

- ・医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入に係る支援について周知を図る。